

1. 継続事業の前提に関する注記  
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 会計基準

平成26年度より、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日号外厚生労働省令第79号)を適用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 定額法(直接法)
- ・無形固定資産 定額法(直接法)
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している

所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している

(4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金  
該当なし

・退職給付引当金

職員に対する退職給付金の支給に備えるため、一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会から送付されてくる期末要支給額に相当する金額を計上している

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構 要拠出額である掛金額を費用処理【退職給付支出(費用)】している
- ・一般財団法人三重県社会福祉事業職員共済会 要拠出額である掛金額を資産計上【退職給付引当資産】している

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第三様式)  
当法人は社会福祉事業のみを実施しており作成していない
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式) 当法人は収益事業を実施していないため作成していない
- (5) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
当法人は公益事業を実施していないため作成していない
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容  
志登茂保育園拠点(社会福祉事業) サービス区分は設けていない  
すばる児童館拠点(社会福祉事業) サービス区分は設けていない  
みのり苑拠点(社会福祉事業) サービス区分は設けていない  
本部拠点 サービス区分は設けていない

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	47,000,000	0	0	47,000,000
建物	81,221,728	3,866,400	5,371,893	79,716,235
合計	128,221,728	3,866,400	5,371,893	126,716,235

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	47,000,000	0	47,000,000
建物(基本財産)	301,441,243	221,725,008	79,716,235
土地(その他の固定資産)	117,337	0	117,337
建物(その他の固定資産)	282,663	18,665	263,998
構築物(その他の固定資産)	13,322,800	12,482,587	840,213
車輛運搬具(その他の固定資産)	5,504,920	2,851,807	2,653,113
器具及び備品(その他の固定資産)	22,608,157	18,186,789	4,421,368
権利(その他の固定資産)	1,522,704	1,205,820	316,884
合計	391,799,824	256,470,676	135,329,148

ただし、器具及び備品の減価償却累計額には廃棄損1,209円が含まれている。

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし